(77)　エプチネズマブ（遺伝子組換え）	（新設）
(78)～(84)　（略）	(74)～(80)　（略）
(85)　エマパルマブ（遺伝子組換え）	（新設）
(86)～(163)　（略）	(81)～(158)　（略）
(164)　ゲフルリマブ（遺伝子組換え）	（新設）
(165)～(353)　（略）	(159)～(347)　（略）
(354)　ベラヒアルロニダーゼ　アルファ（遺伝子組換え）	（新設）
(355)～(371)　（略）	(348)～(364)　（略）
(372)　ミルベッキシマブ　ソラブタンシン（遺伝子組換え）	（新設）
(373)～(403)　（略）	(365)～(395)　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）

○厚生労働省告示第三百五十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十条第十三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十条第十三号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品（昭和三十六年厚生省告示第十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年九月十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～二十六　（略）	一～二十六　（略）
二十七　セノバメート及びその製剤	（新設）
二十八～四十六　（略）	二十七～四十五　（略）

その他告示

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第十二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第一号）第七条の四第一号イ及びロの規定に基づき、主務大臣が定める市町村を次のように定め、公布の日から適用する。

令和八年九月十六日

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省環境再生・資源循環局資源循環課、経済産業省イノベーション・環境局資源循環経済課、財務省理財局総務課たばこ塩事業室、厚生労働省医政局医薬産業振興企画課及び農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室に備え置いて縦覧に供するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。）

○国土交通省告示第千百五十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十八条の四第三項の規定に基づき、令和六年国土交通省告示第六十八号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年九月十六日

国土交通大臣　金子　恭之

令和六年国土交通省告示第六十八号の一部を改正する告示

令和六年国土交通省告示第六十八号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　法第四十八条の四第一項第一号の電子情報処理組織のうち、平成二十年国土交通省告示第千百六十六号第二号の規定により指定した国土交通省に設置される電子計算機と港湾管理者並びに申請等をする者及び処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する港湾管理者 留萌市、青森県、富山県、石川県、静岡県、境港管理組合、広島県、高知県、福岡県、熊本県、上天草市及び宮崎県	二　法第四十八条の四第一項第一号の電子情報処理組織のうち、平成二十年国土交通省告示第千百六十六号第二号の規定により指定した国土交通省に設置される電子計算機と港湾管理者並びに申請等をする者及び処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する港湾管理者 青森県、富山県、石川県、静岡県、境港管理組合、広島県、高知県、福岡県、熊本県、上天草市及び宮崎県

附　則

この告示は、令和八年九月十六日から施行する。

○国土交通省告示第千百五十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和八年九月十六日

国土交通大臣　金子　恭之

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
東亜工機株式会社	佐賀県鹿島市大字山浦丁1430番地30	内燃機関のシリンダ	令和8年9月29日から令和13年9月28日まで
〃	〃	内燃機関のシリンダライナ	〃
〃	〃	内燃機関のシリンダカバー	〃

○近畿地方整備局告示第百十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月十六日

近畿地方整備局長　小林賢太郎

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百七十六号	西宮市塩瀬町生瀬字城山一一八一番一から同市生瀬町一丁目七九九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　令和八年九月十六日三時